

令和8年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和8年4月24日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室							
開 会	令和8年4月24日 午後3時12分							
閉 会	令和8年4月24日 午後4時8分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			野本 雅一 ・ 荒井 広志					
議事参与			藤村 弥 ・ 藤村 剛 ・ 村田 裕樹					
書 記								

会議事件名

- 議案第15号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第18号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第19号 令和7年度最適化活動の推進の状況等の報告について
- 議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

顛末

令和 8 年 4 月 2 4 日
開会 午後 3 時 1 4 分

- 【議長】** これより、令和 8 年第 4 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 3 名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。
- 【事務局】** 議案書 1 ページの議案第 1 5 号の「農地法第 3 条の規定に関する件」の番号 2 5 について、必要書類に不備がありましたので、議案削除をお願いします。
- 【議長】** 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 9 番 野本 雅一 委員・番号 1 0 番 荒井 広志 委員をお願いします。
- これより議案審議に入ります。
- 議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
- 【事務局】** 議案について説明します。
議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定に関する件
所有権の移転 1 件 1 筆
- 番号 2 4
受人は花卉を中心とした農業経営を行っております。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人の農作業従事日数は 3 1 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 4 0 6 . 9 1 アールで、自宅から申請地までは約 1 km と耕作に支障がない距離であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
- 【議長】** 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【林 信夫 農業委員】</p>	<p>番号24について報告いたします。受人は花卉を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、申請地を譲り受け、花卉の栽培を行う計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、労働力や栽培技術の保有状況から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【細井 悟 推進委員】</p>	<p>番号24について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第15号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案について説明します。 議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 7筆 使用貸借権の設定 3件 27筆</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号9 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネ</p>

	<p>ルギーによる発電事業として、166枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは完了しております。また、小売電気事業者となる親会社の〇〇〇〇〇〇〇〇とは、発電された電気の売り渡しに関する契約は締結済みです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【新井 勉 農業委員】</p>	<p>番号9について報告いたします。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【小川一彦 推進委員】</p>	<p>番号9について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界にはマウンドアップを設置して、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、年3回の草刈りを行う予定ですので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質問がございませんので、次に番号10について、事務局から内容説明をお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号 10</p> <p>受人は、埼玉県内に本店を置き、県内を中心に関東近県で不動産業を営んでいます。市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地7区画の造成を申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 信夫 農業委員】	<p>番号10について報告いたします。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【細井 悟 推進委員】	<p>番号10について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にブロックを設置することで雨水や土砂の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号11について、事務局から内容説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号 11</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。子供が生まれたことに</p>

	<p>より手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家に隣接する本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、本申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が継続して耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 信夫 農業委員】	<p>番号11について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅等の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断できます。そして、実家の近くで子育てをしたいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。</p> <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【桐敷光朗 推進委員】	<p>番号11について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後に、水路敷へ放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号12についての内容説明を事務局からお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号 1 2</p> <p>受人は、現在市内の借家に家族 4 人で暮らしています。子供の成長とともに手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家近くの本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのこと。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井正夫 農業委員】	<p>番号 1 2 について報告いたします。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員 4 メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね 5 0 0 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、第 3 種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。そして、実家の近くで親族が助け合って暮らしていきたいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められるほか、受人の資力や信用も確認できることから、事業実施の確実性も問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【福島政則 推進委員】	<p>番号 1 2 について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については本下水道管に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は市街化区域に隣接する市街化の傾向が強い区域内の農地あるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号 1 3 の内容説明を事務局からお願いいたします。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>番号13 本申請は、盛土による農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者及び耕作者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げする計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しを行う内容となっております。工事期間は6ヵ月間となります。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【荒井広志 農業委員】</p>	<p>番号13について報告いたします。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に指定されている農地と、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地として、第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である6ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、工事完了後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺に与える影響もないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【金子 昇 推進委員】</p>	<p>番号13について報告いたします。本申請では、隣接する道路や水路、農地との境界の間に平場や素掘側溝を設置することで、雨水や土砂の流出を防止します。また、農地改良工事が完了した後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、ネギやブロッコリーを作付ける計画となっております。このため、周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化も推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第16号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願</p> <p>番号3</p> <p>申出人は、令和8年4月6日付の医師の診断書に基づき、農業の継続を不可能とさせる身体の故障が生じた者として、生産緑地の解除の予定しております。本申請は、故障前の時点において、申出人が農業の主たる従事者であったことについて、証明願いの申請が提出されたものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【野本雅一 農業委員】	<p>番号3について報告いたします。申出人は、医師の診断書により身体の故障が生じたことが確認できますが、申請地において、身体の故障前には農業を継続して行っていたと認められるため、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第18号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案について説明します。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案第18号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域制度に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。</p>
<p>【農政課】</p>	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受け付けており、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各地区の農業委員に出席していただき、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。今回、1月の申し出が4件ございましたので、改めてご説明いたします。</p> <p>番号1</p> <p>事業計画者は、現在市内の借家に暮らしており、現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、今回、農用地区域の農地に建築する話がまとまり申請するものです。</p> <p>除外理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められる。候補地の選定経過にも問題がなく、条件に合致する土地が当該地以外に見つからないため、非代替性についても支障がないと判断できる。また、計画地は現在策定した地域計画の区域外で、既存集落内に位</p>

置し、農地の集団化、農作業の効率化、利用集積化は周辺状況から勘案して支障はないと判断できる。また、土地改良施設の機能への影響はなく、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から8年以上が経過している土地である。

以上のことから、やむを得ない除外であると考えています。

番号2

事業計画者の鴻巣市は、現在の川里中学校の駐車場が手狭なため、新たな駐車場の整備を検討しておりましたが、今回、農用区域の農地に整備する話がまとまったため申請するものです。

除外理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められる。候補地の選定経過にも問題がなく、条件に合致する土地が当該地以外に見つからないため、非代替性についても支障がないと判断できる。また、計画地は地域計画の区域外で、農地の集団化、農作業の効率化、利用集積化は周辺状況から勘案して支障はないと判断できる。また、土地改良施設の機能への影響はなく、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から8年以上が経過している土地である。

以上のことから、やむを得ない除外であると考えています。

番号3

事業計画者は、現在市内で総合建設業及び輸入雑貨や自動二輪車及び古物の売買、仲介業を営んでいます。現在、駐車場が不足しており、新たな駐車場の整備を計画し、土地を探したところ、今回、農用区域の農地に整備する話がまとまり申請するものです。

除外理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められる。候補地の選定経過にも問題がなく、条件に合致する土地が当該地以外に見つからないため、非代替性についても支障がないと判断できる。また、計画地は地域計画の区域外で、既存集落内に位置し、農地の集団化、農作業の効率化、利用集積化は周辺状況から勘案して支障はないと判断できる。また、土地改良施設の機能への影響はなく、農業生産基盤整備事業未実施の土地ですが、かんがい排水事業を行ったため、その受益地は工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないと除外ができないこととなっています。そこで、2月の定例会において今回の申請地を地域の農業振興に必要な施設と位置付けした鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画（27号計画）（案）に対する意見を農業委員会に聴取し、「意見なし」の回答をいただき、4月13日に27計画を変更したものです。以上のこ

	<p>とから、やむを得ない除外であると考えています。</p> <p>番号4</p> <p>事業計画者は、現在市内で農家を営んでいます。農機具等の保管場所が不足しているため、新たに農業用倉庫の建設を計画し、自宅に隣接する本人が所有する農地の用途区分の変更申請をするものです。</p> <p>変更理由から必要性は妥当であり、他法令における許可見込みも確認できることから適当性も認められる。よって、用途区分の変更に支障ありません。</p> <p>以上のことについて、先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。</p> <p>【議長】 ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第18号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【一同】 (全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第18号について原案のとおり「意見なし」として、鴻巣市長へ意見書を送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第19号「令和7年度最適化活動の推進の状況等の公表について」、及び議案第20号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 議案第19号と議案第20号について一括して説明いたします。</p> <p>平成28年4月1日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することになっております。</p> <p>このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームペ</p>
--	---

	<p>ージに公表することになります。</p> <p>お手元の資料「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」をご覧ください。</p> <p>（実施状況の説明）</p> <p>次に、お手元の資料「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。</p> <p>（最適化活動の目標の説明）</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【荒井広志 農業委員】	農地集積に関する成果目標の設定にあたり、令和8年度の農地面積が2,970haと前年から変わっていません。農地転用により農地面積は減っているかと思われませんが、どのような理由でしょうか。
【事務局】	前年と同数値である農林水産省所管の統計値を使用することについては、埼玉県からの指示によるものです。毎年変動させると進捗評価が難しくなることから、同一基準で比較するために同数値を使用していると思われま。
【議長】	他に質問はございませんか。
【林 繁雄 農業委員】	農家・農地等の概要として新規認定農業者数が記載されていますが、一方で新規参入者の促進が目標として掲げられています。新規就農と新規参入の違いは何でしょうか。
【事務局】	新規就農には、新たに自立経営をする場合や農業法人へ就農就職する場合がありますが、この内の非農家出身者が行うものを新規参入と区分しています。
【議長】	他に質問はございませんか。質問がございませんので、採決を行います。はじめに、議案第19号「令和7年度最適化活動の推進の状況等の公表について」を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

	す。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第20号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	<p>令和8年3月11日～令和8年4月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <p style="text-align: center;">1件 8筆 4, 518.92㎡</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <p style="text-align: center;">所有権の移転 14件 25筆 6, 704.84㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p>
【議長】	何かご質問はございますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金運動への協力について ・令和8年度親睦会費について
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について（2件） ・次期農業委員、推進委員の候補者見込みアンケートの回収

【議長】

これもちまして、令和8年第4回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和8年5月27日（水）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時8分